

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	二
訓 令 甲		
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	四
告 示		
○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の全部改正	(職員厚生課)	四
○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二十七条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率	(同)	八
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	九
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	九
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	九
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	一〇
○土地収用法に基づく収用の手続開始	(用地課)	一〇
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一〇
○道路の供用開始	(同)	一一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一一
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	一三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一四

規 則

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	一四
教育委員会		
○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則		一四
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		一五
公安委員会		
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		一五

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

第二十七条 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第十七条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。))にあつては、条例第十六条の規定によりその例によることとされる法第四十条第三項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合は、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。)及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等)にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等

にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）
 三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第七号15中「14」を「15」に改め、同号15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次のように加える。

11 オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二十七条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に、「縦三センチメートル、横二・四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（治療等の考慮）

第一条の二 知事は、建築士の免許を申請した者が建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第一条の二に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に建築士の免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障

害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

第六条第一項中「第三号に掲げる場合に該当する場合」を「第二号に係る部分」に改め、同条第四項中「第八号の二第三号」を「第八号の二第二号」に、「又は」を「若しくは第二項又は」に改め、「おいては」の下に、「当該建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「失踪」を「失踪」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同項の前二項の一項を加える。

2 建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第九条の三第一項中「第一条第一項」の下に、「第一条の二」を加え、「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第九条の十二第一号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第九条の十三中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十一条第一項中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）」を「施行規則」に、「同規則」を「施行規則」に改める。

様式第一号中「戸籍抄本（謄本）」や「本籍の記載のある住民票の写し」を「

1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当する とみなされます。）を受けていますか。	いる	<input type="checkbox"/>	いない	<input type="checkbox"/>
2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/>	ない	<input type="checkbox"/>
3	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 に処せられたことがありますか。	年	月	日	<input type="checkbox"/>
4	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年	月	日	<input type="checkbox"/>

を

建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、
二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

由

あるとき、その日

ある 年 月 日

ない 年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

ある 年 月 日

ない 年 月 日

業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 有る ない

あるときはその罪及び刑

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日

年 月 日

2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 有る ない

あるときはその罪及び刑

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日

年 月 日

3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

ある 年 月 日

ない 年 月 日

4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

有る 年 月 日

ない 年 月 日

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

はい いいえ

「住民票照合」

「戸籍照合」

や

ひらがな

「登録手数料納入(付)証票 貼付欄

(登録手数料: 円)

写 真

縦 3cm

横 2.4cm

6ヵ月以内撮影

正面・無帽・無背景

裏面に氏名を記入

「戸籍謄

「登録手数料納入(付)証票 貼付欄

(登録手数料: 円)

写 真

縦 4.5cm

横 3.5cm

6ヵ月以内撮影

正面・無帽・無背景

裏面に氏名を記入

「登録手数料納入(付)証票 貼付欄

(登録手数料: 円)

写 真

縦 3cm

横 2.4cm

6ヵ月以内撮影

正面・無帽・無背景

裏面に氏名を記入

「登録手数料納入(付)証票 貼付欄

(登録手数料: 円)

写 真

縦 4.5cm

横 3.5cm

6ヵ月以内撮影

正面・無帽・無背景

裏面に氏名を記入

ひらがな

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の建築士法施行細則の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の建築士法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 税務課長に係る専決事項の項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからへま
でとし、チを削り、リをトとし、トの次に次のように加える。

チ 環境性能割交付金の交付の決定(第百七十七条の六)

別表第一 税務課長に係る専決事項の項第一号中ヌをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 市町村長からの協議に対する回答(附則第二十九条の十)

別表第一 税務課長に係る専決事項の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を削り、
第四号の次に次の二号を加える。

五 地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号) 附則第五条第一項の規定によりな
お従前の例によることとされる同法第二条の規定による改正前の地方税法第六十五条の二第一項

の規定による県民税利子割精算金の請求及び支出の決定

六 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第十一条の規定によ
りなお従前の例によることとされる同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百三十三条第一
項及び第二項の規定による自動車取得税交付金の交付の決定

附 則

この訓令は、令和元年十一月二十九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百三十三号

平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限
度額及び最高限度額)の全部を改正する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

非常勤職員公務災害補償等条例(昭和四十二年宮城県条例第四十一号)第五条の二第一項に規定す
る年金たる補償に係る補償基礎額及び第五条の三第一項に規定する休業補償に係る補償基礎額の知事
が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の年金たる補償を支給すべ
き月又は休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間欄及び年齢階層欄に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ同表の最低限度額欄及び最高限度額欄に定める額とする。

年金たる補償を支給すべき月又は休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間	年齢階層	最低限度額	最高限度額
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	二十歳未満	四、二九一円	一三、二四六円
	二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
	二十五歳以上三十歳未満	五、九二二円	一三、二四六円
	三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
	三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三円
	四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二円	二一、六二五円
	四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三円	二一、一一二円
	五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二一、五五六円
	五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二円	二一、三〇七円
	六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円
	六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一五、五三五円
	七十歳以上	四、〇九〇円	一三、二四六円

平成二十一年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで								平成二十九年四月一日から 平成二十年三月三十一日まで											
五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満
六、五六九円	七、〇三五円	七、二七三元	七、〇〇六円	六、五〇〇円	五、八二七円	四、九六七円	四、四一四円	四、一二〇円	四、一二〇円	四、五三九円	五、八四三円	六、四七九円	六、九七三円	七、二二三円	七、〇六二円	六、四七八円	五、七四四円	四、八四七円	四、二二九円
二四、三八〇円	二四、一五七円	二三、六四六円	二〇、〇七二円	一六、三九二円	一三、七二二円	一三、五一二円	一三、五一二円	一三、四六七円	一四、六〇八円	二二、一六四円	二三、九二八円	二四、一六四円	二三、九四一円	二三、五九一円	二〇、〇八四円	一六、二四五円	一三、四六七円	一三、四六七円	一三、四六七円

平成二十二年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで										平成二十一年四月一日から 平成二十二年三月三十一日まで									
三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十歳以上六十歳未満
六、三四九円	五、七七七円	五、一一五円	四、五七五円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	四、六五〇円	五、九六七円	六、六〇〇円	七、〇九二円	七、二一七円	六、九二〇円	六、五〇四円	五、八五一円	五、〇一九円	四、二三七円	四、一一〇円	四、一一〇円	四、五五〇円	五、九二二円
一六、七一二円	一三、八三七円	一三、二五五円	一三、二五五円	一三、三七九円	一五、二三〇円	二〇、七五六円	二三、四一一円	二四、八三六円	二四、五八二円	二三、一四二円	一九、七〇三円	一六、五四九円	一三、五九九円	一三、三七九円	一三、三七九円	一三、五一二円	一四、三五三円	二二、一一〇円	二三、八九二円

平成二十三年四月一日から 平成二十四年三月三十一日まで																			
七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満
三、九六〇円	三、九六〇円	四、六二九円	五、五四九円	六、二七四円	六、六八八円	六、七四九円	六、五三九円	六、〇九〇円	五、五六五円	四、九二〇円	四、三一七円	四、〇五〇円	四、〇五〇円	四、六三四円	五、九〇六円	六、六一二円	七、〇一六円	七、〇八八円	六、八四四円
一一、七五〇円	一五、二一七円	二〇、七五四円	二三、一八三円	二四、四〇九円	二三、七五〇円	二三、〇六五円	一八、五〇〇円	一六、〇二八円	一三、〇二八円	一二、七五〇円	一一、七五〇円	一三、二五五円	一四、四一九円	二〇、三六四円	二三、四九九円	二四、九〇〇円	二三、九一六円	二三、三六二円	一九、四五四円

平成二十五年四月一日から 平成二十六年三月三十一日まで												平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日まで							
五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満
六、四七九円	六、八六一円	六、七四一円	六、五二七円	六、一一二円	五、六一八円	五、〇〇七円	四、五〇三円	三、九七〇円	三、九七〇円	四、六〇二円	五、七五七円	六、五五一円	六、九〇三円	六、九二五円	六、六四七円	六、二〇八円	五、六四八円	五、〇二八円	四、六一三円
二四、九九五円	二四、四五五円	二二、九一一円	一八、五三五円	一六、一三〇円	一三、六三四円	一二、九三五円	一二、九三五円	一一、九五四円	一五、二四七円	一九、〇九〇円	二三、〇五二円	二四、五五一円	二三、五二四円	二二、六八五円	一八、四九八円	一五、九四四円	一三、〇九〇円	一二、九五四円	一一、九五四円

平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで								平成二十九年四月一日から 平成三十年三月三十一日まで											
五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満
六、八一二円	七、〇二〇円	六、九二六円	六、六七三円	六、三〇四円	五、九六七円	五、三七七円	四、七四八円	三、九三〇円	三、九三〇円	五、〇〇九円	六、一九一円	六、七九二円	七、〇三一円	六、八九三円	六、六五四円	六、二三三円	五、八九四円	五、三三三円	四、七五一円
二五、二五七円	二三、九〇五円	二二、三九三円	一九、二八六円	一七、三五三円	一四、二五五円	一三、二八四円	一三、二八四円	一三、二八七円	一五、五五八円	二〇、二九七円	二四、九七六円	二五、六三〇円	二四、二六九円	二二、二七九円	一九、一五七円	一六、四五六円	一三、九五八円	一三、二八七円	一三、二八七円

平成三十一年四月一日から										
七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満
三、九六〇円	三、九六〇円	五、三二二円	六、四二四円	六、九一三円	七、〇八六円	七、〇四二円	六、七六〇円	六、三八九円	六、〇一〇円	四、九〇〇円
一三、二八五円	一四、九九七円	一九、七六九円	二四、七九七円	二五、二三二円	二三、三〇四円	二二、三九九円	一九、〇五三円	一七、二八五円	一四、二四九円	一三、二八五円

附 則

この告示は、令和元年十一月二十九日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

○宮城県告示第九百三十四号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和四十二年宮城県規則第九十三号）第二十七条第一項第三号の規定に基づき、同号の知事が定める率を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二十七条第一項第三号の知事が定める率は、同号イにあつては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日の属する期間の区分	率
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・一一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

○宮城県告示第九百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
じん整形外科クリニック	柴田郡大河原町字小島二十六一六	令和元年十一月一日
なの花薬局たじり店	大崎市田尻沼部字新富岡三十四一	令和元年十月一日
さくらデンタルクリニック	富谷市成田四一十一五	平成二十九年八月一日
訪問看護ステーション豊かな手	名取市手倉田字堰根三百五十六	令和元年十月一日

○宮城県告示第九百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なの花薬局たじり店	大崎市田尻沼部字新富岡三十四一	令和元年九月三十日
ひばり調剤薬局	柴田郡大河原町字百七十三	令和元年九月三十日

○宮城県告示第九百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	小野寺記念たけなか 医院	宮城郡松島町高城字町六十一	令和元年九月十七日

○宮城県告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市寄磯浜五梅沢三二の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内まで）

3 収用の手続が開始される土地 石巻市大原浜大草山、大原浜南向及び大原浜大永寺地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所（道路第一課）

○宮城県告示第九百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間				変更の区間			
石巻市雄勝町伊勢畑二丁目一番一地从前 同市雄勝町上雄勝二丁目三四番地先まで				石巻市雄勝町伊勢畑二丁目一番一地从前 同市雄勝町上雄勝二丁目三四番地先まで			
後		前		後		前	
D	C	B	A	D	C	B	A
一一・一〇・九	八・五	八・五	九・〇・〇	一一・一〇・九	八・五	八・五	九・〇・〇
九七六・〇	三七一・〇	八一・〇	八八〇・〇	九七六・〇	三七一・〇	八一・〇	八八〇・〇
備考				備考			
				上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第九百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の区間			
石巻市雲雀野町二丁目八番地先から 同市雲雀野町二丁目一番一地从前まで				石巻市雲雀野町二丁目八番地先から 同市雲雀野町二丁目一番一地从前まで			
後		前		後		前	
B	C	A	D	B	C	A	D
一一・一〇・六	一一・一〇・六	一五・〇・〇	四・五・〇	一一・一〇・六	一一・一〇・六	一五・〇・〇	四・五・〇
二五〇・〇	二五〇・〇	四〇八・四	四〇八・四	二五〇・〇	二五〇・〇	四〇八・四	四〇八・四
備考				備考			
敷地の幅員（メートル）				敷地の幅員（メートル）			
敷地の延長（メートル）				敷地の延長（メートル）			
備考				備考			
敷地の区分をいう。				敷地の区分をいう。			

○宮城県告示第九百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
釜谷大須雄線	石巻市雄勝町伊勢畑二丁目一番一地从前 同市雄勝町上雄勝二丁目三四番地先まで	同市雄勝町上雄勝二丁目三四番地先まで	令和元年十一月二十九日

○宮城県告示第九百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
新小路沢	土石流	黒川郡大和町宮床字下小路（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
難波沢1	土石流	黒川郡大和町宮床字中山、難波、新田下（次の図のとおり）	次の図のとおり	災砂防課及び宮
熊野沢	土石流	黒川郡大和町落合相川字熊野（次の図のとおり）	次の図のとおり	城仙台土木事
星ノ前沢	土石流	黒川郡大和町落合松坂字星ノ前、齊ノ前（次の図のとおり）	次の図のとおり	
大報寺沢	土石流	黒川郡大和町落合報恩寺字大報寺沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	
内日泥沢	土石流	黒川郡大和町落合三ヶ内字内日泥（次の図のとおり）	次の図のとおり	
台ヶ森北沢	土石流	黒川郡大和町吉田字台ヶ森北（次の図のとおり）	次の図のとおり	
台ヶ森沢	土石流	黒川郡大和町吉田字台ヶ森北（次の図のとおり）	次の図のとおり	

大師沢	長峰の2	長峰の1	花折	北沢の2	竹沢下	新田	新小路	屋敷前	台ヶ森北	金取北	反町西の2	明ヶ沢	坂下	敷ノ上古屋	欠ノ上西平の2	欠ノ上西平の1	中原	前北子の2	前北子の1
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
岩沼市志賀字大師、三本木（次の図のとおり）	岩沼市志賀字新大日、花折、長峰（次の図のとおり）	岩沼市志賀字新大日、花折、長峰（次の図のとおり）	岩沼市志賀字花折、新大日、長峰（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合三ヶ内字北沢（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合報恩寺字竹沢下（次の図のとおり）	黒川郡大和町落合蒜袋字新田（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字新小路（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字屋敷前（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字台ヶ森北（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字金取北（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字反町西（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字明ヶ沢（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字坂下（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字欠ノ上西平（次の図のとおり）	黒川郡大和町吉田字欠ノ上西平（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字中原（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字前北子（次の図のとおり）	黒川郡大和町宮床字前北子（次の図のとおり）

窪沢の2	窪沢の1	中井の2	中井の1	其木原の2	其木原の1	下原の1	志賀上原	三本木	深山	薬師の2	薬師の1	目松ヶ丘四丁目	目土ヶ崎二丁目	上塩ノ入沢の4	上塩ノ入沢の3	上塩ノ入沢の2	上塩ノ入沢の1	雨堤沢	淀の森沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
岩沼市志賀字窪沢（次の図のとおり）	岩沼市志賀字窪沢（次の図のとおり）	岩沼市志賀字中井、窪沢（次の図のとおり）	岩沼市志賀字中井（次の図のとおり）	岩沼市志賀字其木原（次の図のとおり）	岩沼市志賀字其木原（次の図のとおり）	岩沼市志賀字下原（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上原（次の図のとおり）	岩沼市志賀字三本木（次の図のとおり）	岩沼市志賀字深山（次の図のとおり）	岩沼市志賀字薬師（次の図のとおり）	岩沼市志賀字薬師（次の図のとおり）	岩沼市松ヶ丘四丁目（次の図のとおり）	岩沼市土ヶ崎字二丁目（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上塩ノ入、雷神（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上塩ノ入、雷神、八幡（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上塩ノ入、雷神、八幡（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上塩ノ入、雷神、八幡（次の図のとおり）	岩沼市志賀字雨堤（次の図のとおり）	岩沼市志賀字上原、鳥居原（次の図のとおり）

○宮城県告示第九百四十五号

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

熊野	八幡	大石の1	猪ノ倉の2	猪ノ倉の1	大日	下原の3	下原の2	大師	山神	志賀下塩ノ入の2	志賀下塩ノ入の1	大石の4	大石の3	大石の2	雷神の2	志賀古沢元の1	銅谷
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
岩沼市志賀字熊野(次の図のとおり)	岩沼市志賀字八幡(次の図のとおり)	岩沼市志賀字大石、東大森、猪ノ倉、新宮下(次の図のとおり)	岩沼市志賀字猪ノ倉(次の図のとおり)	岩沼市志賀字猪ノ倉(次の図のとおり)	岩沼市志賀字新大日(次の図のとおり)	岩沼市志賀字新大日(次の図のとおり)	岩沼市志賀字新大日(次の図のとおり)	岩沼市志賀字大師(次の図のとおり)	岩沼市三色吉字山神(次の図のとおり)	岩沼市志賀字下塩ノ入(次の図のとおり)	岩沼市志賀字下塩ノ入(次の図のとおり)	岩沼市志賀字大石(次の図のとおり)	岩沼市志賀字大石(次の図のとおり)	岩沼市志賀字大石(次の図のとおり)	岩沼市志賀字八幡(次の図のとおり)	岩沼市志賀字古沢元(次の図のとおり)	岩沼市志賀字銅谷(次の図のとおり)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村井嘉浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大沢田沢	土石流	黒川郡大和町吉田字大沢田(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
竹沢2	土石流	岩沼市三色吉字山神、中ノ原、雷神、大窪、宮喜、前輪(次の図のとおり)	
大石	地すべり	岩沼市志賀字大石、東大森、萩の沢(次の図のとおり)	
大師	地すべり	岩沼市志賀字大師、一の坂、大日向、新深田、三本木、西大森、上芦ヶ沢、大畑(次の図のとおり)	
土平	地すべり	岩沼市志賀字土平、田中、大石、萩の沢、東大森(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、仙台市若切土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月二十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口浩徳

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年十一月七日	関内清一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
令和元年十一月七日	吉田正憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二十号	理事

公 告

令和元年十一月六日	早坂 則夫	仙台市宮城野区田子字權八三十五番地	監事
令和元年十一月六日	鈴木 運一	仙台市宮城野区岩切字今市七十四番地	監事
令和元年十一月六日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
令和元年十一月六日	大泉 享	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
令和元年十一月六日	菅野 昭	仙台市宮城野区福田町二丁目三番三十九号	理事
令和元年十一月六日	田中 秀夫	仙台市宮城野区新田四丁目六番八号	理事
令和元年十一月六日	川嶋 松治	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下二十三番地	理事
令和元年十一月六日	吉田 正憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二十号	理事
令和元年十一月六日	関内 清一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
令和元年十一月六日	氏 名	住 所	役職名

二 退任した者

令和元年十一月七日	齊藤 清太	仙台市宮城野区新田四丁目三番十号	理事
令和元年十一月七日	菅野 昭	仙台市宮城野区福田町二丁目三番三十九号	理事
令和元年十一月七日	川嶋 松治	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下二十三番地	理事
令和元年十一月七日	大泉 享	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
令和元年十一月七日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
令和元年十一月七日	福田 眞	仙台市宮城野区岩切字今市六十一番地	監事
令和元年十一月七日	佐藤 千治	仙台市宮城野区田子三丁目二十番三十号	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市あおい一丁目百三番、百四番、百五番、百六番一、二百三十番、二百三十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四百二十六番地
株式会社薬王堂

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 東日本大震災アーカイブ宮城に関する保守・運用支援業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年十一月七日
- 四 落札者の名称及び所在地 日本総合システム株式会社 東京都文京区後楽一丁目七番二十七号
- 五 落札金額 四千四百五十五万円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年九月二十七日

教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号、様式第十一号の二及び様式第十二号中「第五条第一項第三号から第七号まで」や「第五条第一項第三号から第六号まで」に、

- 「3 成年被後見人又は被保佐人
- 4 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第十條第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6 第十一條第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 「3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第十條第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 第十一條第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

選挙管理委員会

○高選管告示第百五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十九年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊一のとおり公表する。

令和元年十一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○高選管告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成三十年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

令和元年十一月二十九日

公安委員会

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮城県公安委員会規則第13号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「施行規則」の次に「第21条第3項、」を加え、「定める」を「規定する」に、「法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 免許の効力が停止されているとき
- (2) 免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、又は法第93条の2の規定による記録を毀損したとき

第33条の2第1項中「第104条の4第5項」の次に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。）」を加え、同項の表中「経歴証明書事務」を「運転経歴証明書事務」に改め、同条第6項中「運転経歴証明書交付申請書」の次に「又は運転経歴証明書再交付申請書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことに伴い運転経歴証明書の再交付の申請を行う場合は、この限りでない。

第33条の3ただし書中「返納」の次に「（法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請と同時に「返納」にあつては）を加え、「施行規則」を「施行規則」に、「又は」を「により、法第104条の4第5項（法第105条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請と同時に伴う免許証の返納にあつては）」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第30号の3中

旧証明書 切り替え
5

を

旧証明書 切り替え	本人 希望
5	7

に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。